

令和 6 (2024) 年度

北海道大学大学院法学研究科
法学政治学専攻（研究大学院）修士課程

一 般 入 試
社会経験を有する者の入試
(第 1 次募集)

学 生 募 集 要 項

目 次

北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻のアドミッションポリシーと教育の概要	1
--	---

(一般入試)

令和 6 (2024) 年度北海道大学大学院法学研究科修士課程学生募集要項 (第 1 次募集)	3
令和 6 (2024) 年度北海道大学大学院法学研究科修士課程出願資格審査要項	7

(社会経験を有する者の入試)

令和 6 (2024) 年度北海道大学大学院法学研究科修士課程学生募集要項 (第 1 次募集)	9
令和 6 (2024) 年度北海道大学大学院法学研究科修士課程出願資格審査要項	13

(外国人留学生入試)

インターネット出願登録により行う、外国人留学生入試の学生募集要項及び出願資格審査要項を別途参照すること。

大学院指導教員一覧	15
-----------	----

< 学生募集要項・願書等に関する問い合わせ先 >

〒060-0809 札幌市北区北 9 条西 7 丁目
北海道大学法学研究科・法学部 学事担当 電話：011-706-3964

なお、学生募集要項・願書等の郵送を希望する場合は、封筒表面に「令和 6 年度大学院法学研究科 (修士課程) 学生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒 (【角形 2 号 (24 cm×33.2 cm)】に郵便番号、住所、氏名を明記し、210 円分の切手 (速達希望者の場合は 470 円) を貼付したもの) を同封の上、上記住所へ郵送すること。

[1] 研究大学院修士課程

(i) アドミッションポリシー

研究大学院修士課程は、法学・政治学における＜複眼的専門知の修得＞をめざした理論教育を提供するという教育理念のもと、次のような人材を求める。

- ・研究者・教師・マスコミ関係などの知的職業人や高度の専門的知識を備えた企業人などを志望して法学・政治学の研究を進めたいと考える学生
- ・リカレントを希望して法学・政治学の専門的知識を学び直したいと考える社会人（教師・企業法務職・実務法曹などの専門職に従事する人、生涯教育を求める市民など）
- ・日本の法学・政治学を広く学んでキャリアに資そうとする留学生

上記に掲げる人材を求めるため、「一般入試」及び「外国人留学生入試」においては、学力試験（筆記試験・口述試験）を実施し、筆記試験によって、法学・政治学に関する修学上必要な素養及び外国語文献読解能力の有無を判定し、また、口述試験によって、修学上必要な能力・資質の有無を判定する。また、「社会経験を有する者の入試」においては、志望理由及び研究計画に関するレポート並びに口述試験によって、研究を遂行する上で必要かつ適正な能力・資質の有無を判定する。

(ii) カリキュラムの概要

- ① 修士課程においては、少人数教育を基本とする密接な研究指導体制をとると共に、多様なニーズを念頭に置いて＜複眼的専門知の修得＞に資するカリキュラムを設定する。
- ② カリキュラムにおいては、「現代法政論」、「基礎法政論」、「比較法政論」の3つの履修科目群を区分し、一つの分野を軸として他分野にもまたがる複眼的な研究を行うことで法と政治における理論・歴史・比較の通観を可能にすると共に、様々な分野の科目を学びつつ関心に則して段階的に研究を発展させるための履修ガイドラインを設け、さらに専門職大学院や博士後期課程との間の相互交流も図る形で授業科目を配置して、主副2人の指導教員による研究指導を行う。
- ③ 履修ガイドラインにおいては、基本的に1年次に履修するのが望ましい基礎的科目と基本的に2年次以降に履修するのが望ましい応用的科目等を区分し、複眼的専門知の概観から習熟へという段階的研究をガイドする。また研究会参加を通じたディシプリンの形成や、外国語演習による語学力の鍛錬も促進する。
- ④ 以上の履修プロセスのうちで、研究者を志す学生は博士後期課程における本格的研究の準備作業を行い、教員・ジャーナリストといった知的職業人をめざす学生やリカレントを求める社会人などは知性ある市民に必須の高度な専門知の修得を目ざして、それぞれの進路を定める。

[2] 研究大学院博士後期課程

(i) アドミッションポリシー

研究大学院博士後期課程は、修士課程における複眼的専門知の涵養に支えられたうえでさらに＜複眼的専門知の深化＞を目的として、広がりや深みのある専門研究を完成させ、社会の高度化・グローバル化に対応できる研究者を志す人を求める。

上記に掲げる人材を求めるため、「一般入試」及び「外国人留学生入試」においては、学力試験（筆記試験・口述試験）を実施し、筆記試験によって、研究を遂行する上で必要となる外国語文献読解能力の有無を判定し、口述試験によって、修士論文又は研究論文の審査等を通じて、研究を遂行する上で必要となる資質・能力の有無を判定する。また、「社会経験を有する者の入試」においては、志望理由及び研究計画に関するレポート並びに学力試験（筆記試験・口述試験）によって、研究を遂行する上で必要となる資質・能力の有無を判定する。

(ii) スクーリングの概要

- ① 博士後期課程では＜複眼的専門知の深化＞をめざす授業科目と研究会を中心として基本スクーリングが行われる。この中で、特に研究の基礎力を身につけるための古典的な外国語文献講読等の演習に力点を置き、専門職大学院修了者等についても、外国語特別研究などにより語学力の向上をはかる。また、博士後期課程でも各種研究会を通じて研究能力を養うと共に、さらに論文指導を設けて、博士論文の構想・執筆について密接な指導を行う。
- ② 課程博士の学位授与を円滑にするために、博士論文構想中間報告や事前審査論文の提出などを通じて、論文作成の指導を進める。また、社会人博士コースに入学した学生については、実務的知識を活用して執筆された多様な形態の論文を社会人博士論文として認め、課程博士を取得することを推奨する。さらに、留学生に対しても積極的な支援と研究指導を行う。

令和6(2024)年度北海道大学大学院法学研究科修士課程学生募集要項(第1次募集)

(一般入試)

令和6(2024)年度本研究科修士課程(一般入試)の入学者選考試験を、下記により実施する。

1. 募集人員

法学政治学専攻・・・・・・・・10名程度

(合格者数によっては、来年1月末に予定されている第2次募集は行わないことがある。)

2. 出願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 大学を卒業した者又は令和6(2024)年3月までに卒業見込みの者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者又は令和6(2024)年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は令和6(2024)年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は令和6(2024)年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は令和6(2024)年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は令和6(2024)年3月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程(修了年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は令和6(2024)年3月までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告知第5号:旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令による大学校を卒業した者等)
- (9) 本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者又は令和6(2024)年4月1日までに22歳に達する者*

※上記(9)に該当する者とは、高等専門学校・短期大学の卒業者、専修学校・各種学校の卒業者、外国大学日本分校・外国人学校の卒業者など大学卒業資格を有していない者である。

3. 出願期間

令和5(2023)年7月3日(月)から7月6日(木)まで【7月6日(木)当日の消印有効】

※必ず郵送とすること。7月7日(金)以降の消印の出願書類は受理しない。

4. 資格審査

「2. 出願資格」のうち、(9)により出願しようとする者に対しては、7頁「出願資格審査要項」により個別に出願資格審査を行う。

5. 出願手続

出願希望者は次の書類を取揃え、必ず「速達」の書留扱いとして下記住所へ郵送すること。直接持参しても受理しない。なお、封筒表面に「大学院入学願書在中」と朱書きすること。

(郵送先) 〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

- (1) 入学願書・履歴書：本研究科所定の用紙によること。
- (2) 写 真 3 葉：出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、正面、脱帽像のものを、入学願書、受験票、写真票の所定箇所に貼付のこと。
- (3) 成績証明書：在籍又は出身大学（学部）長作成のもの。なお、編入学等により認定されている科目がある場合には、編入学前の成績証明書も併せて提出すること。
- (4) 卒業（見込）証明書又は学位授与（見込）証明書等：最終出身学校のものを提出すること。
（現在本学部に在籍している者は提出不要）
- (5) 受験票・写真票・宛名票：所定用紙
- (6) 返信用封筒：2通（受験票送付用及び選考結果通知用。定形封筒【長形3号（12 cm × 23.5 cm）】に宛先を明記し、354 円分の切手を貼付したもの。）
- (7) 検 定 料：30,000 円
 - ① 別添の「払込取扱票」の※欄に、出願者（本人）の住所・氏名（漢字、フリガナ）・電話番号を黒のボールペンで正確に記入して、郵便局（ゆうちょ銀行）・銀行の窓口で振り込むこと。【ATMは使用不可】
 - ② 「振替払込請求書兼受領書(D票)」及び「検定料受付証明書(E票)」を郵便局（ゆうちょ銀行）・銀行の窓口から受け取る際には、必ず「日附印」を確認すること。「日附印」が押印されていない場合は出願書類を受理しない。
 - ③ 「日附印」が押印された「検定料受付証明書(E票)」を「検定料受付証明書台紙」に貼り付けて提出すること。
 - ④ 検定料は普通為替や現金では受理できないので、必ず郵便局（ゆうちょ銀行）・銀行の窓口で振り込みの手続きをすること。

6. 選考方法

学力試験（筆記試験・口述試験）の結果等を総合して合格者を決定する。

7. 学力試験

(1) 筆記試験

- ア 筆記試験は、令和5(2023)年8月23日（水）から8月24日（木）までの2日間で行う。
 なお、試験時間及び受験科目の割り振りについては、受験票発送時に通知する。
- イ 受験科目は、下記の「受験科目表」から2科目を選択する。ただし、外国語を2科目選択することはできない。
- ウ 専修の学修志望と研究者志望とを問わず、受験科目2科目のうち1科目は専攻しようとする分野の科目を選択することが望ましい。
- エ 研究者志望者（修士課程修了後に博士後期課程への進学を希望する者）は、外国語科目及び専攻しようとする分野の科目を選択することが望ましい。

<受験科目表>

憲法、行政法、民法、商法、刑法、国際私法、民事訴訟法、刑事訴訟法、労働法、社会保障法、経済法、知的財産法、国際法、比較法、法哲学、法社会学、政治学、行政学、現代政治分析、行財政論、比較政治、国際政治、日本政治史、アメリカ政治史、ヨーロッパ政治史、アジア政治史、日本政治思想史、西洋政治思想史、法史学
 （外国語）英語、独語、仏語、中国語、露語

注1）行政学は、地方自治論を含むものとする。また、比較法は、比較法原論、英米法、大陸法・ヨーロッパ法、アジア法から出題し、試験当日に選択するものとする。さらに、法史学は、日本法史、西洋法史から出題し、試験当日に選択するものとする。

注2）当日使用を許可する場合があるので、次のものも持参すること。

（書き込みのないものに限る）

- ① 判例のない法令集（1冊）
- ② 有斐閣刊行の『国際条約集』（国際法のみ）
- ③ 受験する当該外国語の辞典（1冊）

注3）電子辞書の使用は認めない。

(2) 口述試験

令和5(2023)年8月25日(金) 午前10時から

※口述試験を受験できる者は、筆記試験の結果により本研究科で認めた者とし、その受験番号を、8月25日(金)午前9時30分までに法学研究科・法学部事務室前に掲示する。

8. 試験場所

札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学法学研究科・法学部

9. 合格者発表

令和5(2023)年9月6日(水) 午前10時

北海道大学法学研究科・法学部事務室前に掲示するとともに、受験者には郵送により通知する。電話による可否の問い合わせには応じない。ただし、9月12日(火)以降においても郵送による通知が届かない場合に限り、問い合わせに応じる。

10. その他

(1) 研究者志望の有無は入学願書に記入すること。

(2) 出願手続後は、書類の変更を認めない。なお、提出された書類は一切返還しない。

(3) 短縮修了について

本研究科修士課程の標準修業年限は2年であるが、優れた業績を上げた者については、1年以上の在学により修了することが可能である。ただし、1年での修了が確約されるものではない。

(4) 長期履修について

本研究科では、職業を有している等の事情(※1)によって、標準修業年限である2年を超えて一定の期間(※2)にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを願った者については、審査の上許可することがある。この制度の適用者は「長期履修学生」という。

この制度に関する照会は随時受付ける。適用申請方法等については、合格発表後に送付する入学手続きに関する書類で通知する。

(※1) ① 官公庁、企業等に在籍している者(給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。)または、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者

② 研究科において、アルバイト、パートタイムの職業に就いている者で、その負担により修学に重大な影響があると認めた者

③ 研究科において、育児、親族の介護等前2号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると認めた者

(※2) 在学年限は4年を超えることができない。

(5) 入学検定料の取り扱いについて

出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込み済みの検定料は返還しない。

ア 検定料の返還ができる場合

① 検定料を払い込んだが北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻の出願書類等を提出しなかった場合、又は何らかの理由により出願書類が受理されなかった場合

② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

イ 返還請求の方法

最初に、出願書類提出先へ「検定料払戻請求書(所定様式)」を請求すること。その際、試験種別、氏名、連絡先を明記の上、返信用封筒(定形封筒【長形3号(12cm×23.5cm)】に宛先を明記し、84円分の切手を貼付したもの)を同封すること。

その後、「検定料払戻請求書(所定様式)」に必要事項を記入の上、必ず「検定料受付証書(E票)」を添付して、以下の【郵送先】へ速やかに郵送すること。なお、払い戻しには相当の日数がかかるので、あらかじめご了承ください。

【郵送先】〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学法学研究科・法学部会計担当 電話：011-706-3122/3123

なお、出願が受理されなかった場合については、本学から別途返還に必要な書類を郵送する。

- (6) 身体に障害のある者で受験に際し特別の配慮を必要とする場合は、7月3日(月)までに本要項の裏表紙に記載されている問い合わせ先へ申し出ること。
- (7) 高等学校卒業以降の履歴を漏れなく記載すること。なお、入学後、履歴中に虚偽の記載又は記載すべき事項を記入しなかったことが判明した場合には、入学を取り消すことがある。
- (8) 個人情報の取扱いについて
- ア 本学が保持する個人情報は、「独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期しています。
- イ 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜、②合格発表、③入学手続き、④入学者選抜方法等における調査・研究、及び⑤これらに付随する業務を行うために利用します。
- ウ 出願に当たってお知らせいただいた個人情報は、合格者のみ入学後の ①教務関係(学籍、修学指導等)、②学生支援関係(健康管理、奨学金申請等)、③授業料等に関する業務を行うために利用します。
- エ ウの個人情報のうち、合格者のものについては、氏名、住所に限って、北大フロンティア基金及び本学関連団体である ①北海道大学体育会、②北海道大学法学部同窓会からの連絡を行うために利用する場合があります。

令和 6 (2024) 年度北海道大学大学院法学研究科修士課程
(一 般 入 試)
出 願 資 格 審 査 要 項

令和 6 (2024) 年度本研究科修士課程へ入学を志願する者のうち、3 頁「2. 出願資格」の(9)「本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの又は令和 6 (2024) 年 4 月 1 日までに 22 歳に達するもの」により出願する者の出願資格審査を、下記により実施する。

1. 申請期間

令和 5 (2023) 年 6 月 1 2 日 (月) から 6 月 1 4 日 (水) まで
(受付時間は 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 の間とする。郵送による場合も期間内に必着のこと。)

2. 申請手続

申請者は、次の書類を取揃え、下記住所へ提出すること。

(提出先) 〒060-0809 札幌市北区北 9 条西 7 丁目 北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

- (1) 入学願書(資格審査を含む)・履歴書: 本研究科所定の用紙によること。
- (2) 写 真 1 葉: 出願前 3 か月以内に撮影したもので、上半身、正面、脱帽像のものを、入学願書の所定箇所に貼付のこと。
- (3) 成績証明書: 最終出身学校のものを提出すること。
- (4) 卒業証明書: 最終出身学校のものを提出すること。
- (5) 志願理由及び研究計画についてのレポート: 2,000 字程度。A4 判の用紙を用い任意様式にて作成すること。
- (6) 著書、論文、報告書、あるいは語学力等について、自己の能力を証するものがあれば、資料として提出することを認める。
- (7) 返信用封筒: 1 通(資格審査結果通知用。定形封筒【長形 3 号(12 cm×23.5 cm)】に宛先を明記し、354 円分の切手を貼付のもの。)

3. 出願資格審査の方法

提出書類により資格審査を行う。ただし、必要と認めた者については口述審査を行うことがある。

4. 口述審査

令和 5 (2023) 年 6 月 2 0 日 (火) 午前 1 0 時

5. 口述審査場所

札幌市北区北 9 条西 7 丁目 北海道大学法学研究科・法学部

6. 出願資格審査の結果

出願資格審査の結果は、令和 5 (2023) 年 6 月 3 0 日 (金) 迄に、本人あて郵送により通知する。電話による可否の問い合わせには応じない。ただし、7 月 7 日 (金) 以降においても郵送による通知が届かない場合に限り、問い合わせに応じる。

7. その他

- (1) 入学願書等を郵送する場合は、必ず書留扱いとし、封筒表面に「大学院入学(資格審査)願書在中」と朱書きすること。
- (2) 出願手続後は、書類の変更は認めない。なお、提出された書類は一切返還しない。

8. 修士課程選考試験の受験について

本審査要項により出願資格を認められた者は、令和 5 (2023) 年 8 月 2 3 日 (水) ~ 8 月 2 5 日 (金) に行う修士課程の選考試験を受験することができる。この選考試験を受験する者は、検定料 30,000 円を郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口で振込みの手続をした上で、検定料受付証明書(E 票)を貼付した「検定料受付証明書台紙」、「受験票・写真票・宛名票」及び「返信用封筒 2 通」を令和 5 (2023) 年 7 月 3 日 (月) から 7 月 6 日 (木) までに、必ず「速達」の書留扱いとして郵送すること。窓口 directly 持参しても受理しない。詳細については、3 頁「5. 出願手続」を参照。

令和6(2024)年度北海道大学大学院法学研究科修士課程学生募集要項(第1次募集)

(社会経験を有する者の入試)

令和6(2024)年度本研究科修士課程へ入学を志願する者のうち、大学卒業後、あるいは「2. 出願資格」の各号に該当した後に、法律、行政及び政治に関連のある2年以上の社会経験を有する者の入試を、下記により実施する。

1. 募集人員

法学政治学専攻・・・・・・若干名

(合格者数によっては、来年1月末に予定されている第2次募集は行わないことがある。)

2. 出願資格

次の(1)又は(2)に該当する者

- (1) 次の各号の一に該当する者で、各号に該当した後、法律、行政及び政治に関連のある2年以上(出願時)の社会経験を有する者
 - ① 大学を卒業した者
 - ② 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑥ 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 専修学校の専門課程(修了年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - ⑧ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告知第5号:旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令による大学校を卒業した者等)
- (2) 本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があり、かつ、法律、行政及び政治に関連のある2年以上の社会経験を有するかあるいはそれと同等と認めた者で、22歳に達した者*

※上記(2)に該当する者とは、例えば、高等専門学校・短期大学の卒業者、専修学校・各種学校の卒業者、外国大学日本分校・外国人学校の卒業者など大学卒業資格を有していない者である。

※自らの出願資格・審査資格について不明な点がある場合は、遠慮なく問い合わせること(本要項の裏表紙参照)。

3. 出願期間

令和5(2023)年7月3日(月)から7月6日(木)まで【7月6日(木)当日の消印有効】

※必ず郵送とすること。7月7日(金)以降の消印の出願書類は受理しない。

4. 資格審査

「2. 出願資格」のうち、(2)により出願しようとする者に対しては、13頁「出願資格審査要項」により個別に出願資格審査を行う。

5. 出願手続

出願希望者は次の書類を取揃え、必ず「速達」の書留扱いとして下記住所へ郵送すること。直接持参しても受理しない。なお、封筒表面に「大学院入学願書在中」と朱書きすること。

(郵送先) 〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

- (1) 入学願書・履歴書：本研究科所定の用紙によること。
- (2) 写真 3 葉：出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、正面、脱帽像のものを、入学願書、受験票、写真票の所定箇所に貼付のこと。
- (3) 成績証明書：在籍又は出身大学(学部)長作成のもの。なお、編入学等により認定されている科目がある場合には、編入学前の成績証明書も併せて提出すること。
- (4) 志望理由及び研究計画についてのレポート：2,000字程度。A4判の用紙を用い任意様式にて作成すること。
- (5) 勤務先上司等による実務上の経験及び能力に関する推薦書又は著書、論文、報告書、あるいは語学力等について、自己の能力を証するものがあれば、資料として提出することを認める。
- (6) 法律、行政及び政治に関連のある2年以上の社会経験を証明するもの
- (7) 卒業証明書又は学位授与証明書等：最終出身学校のものを提出すること。
- (8) 受験票・写真票・宛名票：所定用紙
- (9) 返信用封筒：2通(受験票送付用及び選考結果通知用。定形封筒【長形3号(12 cm × 23.5 cm)】に宛先を明記し、354円分の切手を貼付したもの。)
- (10) 検定料：30,000円
 - ① 別添の「払込取扱票」の※欄に、出願者(本人)の住所・氏名(漢字、フリガナ)・電話番号を黒のボールペンで正確に記入して、郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口で振り込むこと。【ATMは使用不可】
 - ② 「振替払込請求書兼受領書(D票)」及び「検定料受付証明書(E票)」を郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口から受け取る際には、必ず「日附印」を確認すること。「日附印」が押印されていない場合は出願書類を受理しない。
 - ③ 「日附印」が押印された「検定料受付証明書(E票)」を「検定料受付証明書台紙」に貼り付けて提出すること。
 - ④ 検定料は普通為替や現金では受理できないので、必ず郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口で振り込みの手続きをすること。

6. 選考方法

学力試験(口述試験)の結果等を総合して合格者を決定する。

7. 学力試験(口述試験)

令和5(2023)年8月24日(木)・8月25日(金) 午前10時から

8. 試験場所

札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学法学研究科・法学部

9. 合格者発表

令和5(2023)年9月6日(水) 午前10時

北海道大学法学研究科・法学部事務室前に掲示するとともに、受験者には郵送により通知する。電話による可否の問い合わせには応じない。ただし、9月12日(火)以降においても郵送による通知が届かない場合に限り、問い合わせに応じる。

10. その他

- (1) 研究者志望の有無は入学願書に記入すること。
- (2) 別に行われる「一般入試」と併せて出願できる。この場合、口述試験の日程は、別途考慮する。
- (3) 出願手続後は、書類の変更を認めない。なお、提出された書類は一切返還しない。
- (4) 短縮修了について
本研究科修士課程の標準修業年限は2年であるが、優れた業績を上げた者については、1年以上の在学により修了することが可能である。ただし、1年での修了が確約されるものではない。

(5) 長期履修について

本研究科では、職業を有している等の事情（※１）によって、標準修業年限である２年を超えて一定の期間（※２）にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを願いだした者については、審査の上許可することがある。この制度の適用者は「長期履修学生」という。

この制度に関する照会は随時受付ける。適用申請方法等については、合格発表後に送付する入学手続きに関する書類で通知する。

- （※１）① 官公庁、企業等に在籍している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）または、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
② 研究科において、アルバイト、パートタイムの職業に就いている者で、その負担により修学に重大な影響があると認めた者
③ 研究科において、育児、親族の介護等前２号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると認めた者

（※２）在学年限は４年を超えることができない。

(6) 入学検定料の取り扱いについて

出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込み済みの検定料は返還しない。

ア 検定料の返還ができる場合

- ① 検定料を払い込んだが北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻の出願書類等を提出しなかった場合、又は何らかの理由により出願書類が受理されなかった場合
② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

イ 返還請求の方法

最初に、出願書類提出先へ、「検定料払戻請求書（所定様式）」を請求すること。その際、試験種別、氏名、連絡先を明記の上、返信用封筒（定形封筒【長形３号（12 cm×23.5 cm）】に宛先を明記し、84 円分の切手を貼付したもの）を同封すること。

その後、「検定料払戻請求書（所定様式）」に必要事項を記入の上、必ず「検定料受付証書（E 票）」を添付して、以下の【郵送先】へ速やかに郵送すること。なお、払い戻しには相当の日数がかかるので、あらかじめご了承ください。

【郵送先】〒060-0809 札幌市北区北 9 条西 7 丁目
北海道大学法学研究科・法学部会計担当 電話：011-706-3122／3123

なお、出願が受理されなかった場合については、本学から別途返還に必要な書類を郵送する。

(7) 身体に障害のある者で受験に際し特別の配慮を必要とする場合は、7 月 3 日（月）までに本要項の裏表紙に記載されている問い合わせ先へ申し出ること。

(8) 高等学校卒業以降の履歴を漏れなく記載すること。なお、入学後、履歴中に虚偽の記載又は記載すべき事項を記入しなかったことが判明した場合には、入学を取り消すことがある。

(9) 個人情報の取扱いについて

ア 本学が保持する個人情報は、「独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期しています。

イ 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜、②合格発表、③入学手続き、④入学者選抜方法等における調査・研究、及び⑤これらに付随する業務を行うために利用します。

ウ 出願に当たってお知らせいただいた個人情報は、合格者のみ入学後の ①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）、③授業料等に関する業務を行うために利用します。

エ ウの個人情報のうち、合格者のものについては、氏名、住所に限って、北大フロンティア基金及び本学関連団体である ①北海道大学体育会、②北海道大学法学部同窓会からの連絡を行うために利用する場合があります。

**令和 6 (2024) 年度北海道大学大学院法学研究科修士課程
(社会経験を有する者の入試)
出 願 資 格 審 査 要 項**

令和 6 (2024) 年度本研究科修士課程へ入学を志願する者のうち、9 頁「2. 出願資格」の(2)「本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があり、かつ、法律、行政及び政治に関連のある 2 年以上の社会経験を有するかあるいはそれと同等と認めた者で、22 歳に達した者」により出願する者の出願資格審査を、下記により実施する。

1. 申請期間

令和 5 (2023) 年 6 月 1 2 日 (月) から 6 月 1 4 日 (水) まで

(受付時間は 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 の間とする。郵送による場合も期間内に必着のこと。)

2. 申請手続

申請者は、次の書類を取揃え、下記住所へ提出すること。

(提出先) 〒060-0809 札幌市北区北 9 条西 7 丁目 北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

- (1) 入学願書(資格審査を含む)・履歴書: 本研究科所定の用紙によること。
- (2) 写 真 1 葉: 出願前 3 か月以内に撮影したもので、上半身、正面、脱帽像のものを、入学願書の所定箇所に貼付のこと。
- (3) 成績証明書: 最終出身学校のものを提出すること。
- (4) 卒業証明書: 最終出身学校のものを提出すること。
- (5) 志望理由及び研究計画についてのレポート: 2,000 字程度。A4 判の用紙を用い任意様式にて作成すること。
- (6) 勤務先上司等による実務上の経験及び能力に関する推薦書又は著書、論文、報告書あるいは語学力等について、自己の能力を証するものがあれば、資料として提出することを認める。
- (7) 法律、行政及び政治に関連のある 2 年以上の社会経験を証明するもの
- (8) 返信用封筒: 1 通(資格審査結果通知用。定形封筒【長形 3 号(12 cm×23.5 cm)】に宛先を明記し、354 円分の切手を貼付のもの。)

3. 出願資格審査の方法

提出書類により資格審査を行う。ただし、必要と認めた者については口述審査を行うことがある。

4. 口述審査

令和 5 (2023) 年 6 月 2 0 日 (火) 午前 1 0 時

5. 口述審査場所

札幌市北区北 9 条西 7 丁目 北海道大学法学研究科・法学部

6. 出願資格審査の結果

出願資格審査の結果は、令和 5 (2023) 年 6 月 3 0 日 (金) 迄に、本人あて郵送により通知する。

電話による可否の問い合わせには応じない。ただし、7 月 7 日 (金) 以降においても郵送による通知が届かない場合に限り、問い合わせに応じる。

7. その他

- (1) 入学願書等を郵送する場合は、必ず書留扱いとし、封筒表面に「大学院入学(資格審査)願書在中」と朱書きすること。
- (2) 出願手続後は、書類の変更は認めない。なお、提出された書類は一切返還しない。

8. 修士課程選考試験の受験について

本審査要項により出願資格を認められた者は、令和 5 (2023) 年 8 月 2 4 日 (木) ~ 8 月 2 5 日 (金) に行う修士課程の選考試験を受験することができる。この選考試験を受験する者は、検定料 30,000 円を郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口で振込みの手続をした上で、検定料受付証明書(E 票)を貼付した「検定料受付証明書台紙」、「受験票・写真票・宛名票」及び「返信用封筒 2 通」を令和 5 (2023) 年 7 月 3 日 (月) から 7 月 6 日 (木) までに、必ず「速達」の書留扱いとして郵送すること。窓口直接持参しても受理しない。詳細については、10 頁「5. 出願手続」を参照。

北海道大学大学院法学研究科

急速な社会の変化、技術の革新、経済の構造変化、そして国際化の進展など、現在の世界は刻々と変動を続けています。

そのような変化の中で、大学の法学部、大学院における法学・政治学の教育のあり方も問い直されています。

当大学院法学研究科においては、受け身になりがちだった従来の法学・政治学の教育から一歩進んで、少人数による密度の濃い指導を通して、高度の専門的知識と国際的な広い視野からアクティブに現代社会の法的・政治的現象を捉え分析する研究者及び知的リーダーを養成することを目指しています。

本 研 究 科 所 属 教 員 一 覧

(注) 以下は、令和5年4月1日現在の所属教員の一覧です。

指 導 教 員 名		専 攻 分 野	主 な 研 究 内 容
林 誠司 教授		民 法	不法行為法。特に要件・効果に関する基礎理論とその現代的展開（抽象的危険制御命令としての不作為不法行為・その現れである監督者責任、相当程度の可能性論など）。
吉田 邦彦 特任教授		民 法	・民法（とくに、所有法、契約法など）の基礎理論（日米比較）。 ・医事法・家族法と医療保障政策。最近は、居住福祉法学の諸問題。 ・フェミニズム、マイノリティに関わる民法的問題。
池田 清治 教授	*	民 法	契約締結上の諸問題を中心に、契約法の基礎理論とその現代的展開を研究。
曾野 裕夫 教授	*	民 法	契約法。特に、①私人による自律的な秩序形成を促進する契約法の規範構造のあり方の研究、②国際商取引における共通私法（特にウィーン売買条約（CISG）、UNIDROIT国際商事契約原則）の研究、③日米比較契約法の研究を行っている。
根本 尚徳 教授		民 法	民法、特に差止請求権の基礎理論（発生根拠、要件、効果）および不法行為法。さらに、物権法にも関心を持っている。
齋藤 由起 教授		民 法	人的担保(特に保証)をめぐる諸問題。
山本 周平 准教授		民 法	不法行為法。とりわけ、法学方法論の観点から見た不法行為責任の判断構造、ヨーロッパにおける不法行為法の動向。
林 耕平 准教授		民 法	契約責任法。とりわけ、債務不履行に基づく損害賠償の効果に関する問題（損害の金銭的評価の方法など）。
山本 哲生 教授	*	商 法	保険契約と損害賠償責任の関係。損害保険契約の基本的性質。
野田 耕志 教授		商 法	金融商品取引法、特に開示規制。コーポレート・ガバナンスにおける金融商品取引法と会社法の関係。
川村 力 教授		商 法	企業結合。会社財産と債権者の関係。倒産と企業再編。金融取引及び金融規制。
三宅 新 教授		商 法	保険契約法を中心とした商取引法の研究
山木戸 勇一郎 教授		民 事 訴 訟 法	民事訴訟法、民事執行法。主に当事者論についてドイツ法を参考に研究している。
横路 俊一 准教授	*	民 事 訴 訟 法	民事訴訟法及びADR。特に、判決手続のうち争点整理手続のプラクティスや、民事調停を中心とするADRの手続進行のあり方に関心がある。
伊藤 隼 准教授		民 事 訴 訟 法	民事訴訟法、特に多数当事者訴訟に関する研究。
嶋 拓哉 教授		国 際 私 法	準拠法決定規則および国際裁判管轄に関する研究。

指導教員名		専攻分野	主な研究内容
中山 一郎 教授		知的財産法	特許法を始めとする知的財産法。解釈論のみならず、政策形成プロセスや実証的分析にも関心を有している。
吉田 広志 教授		知的財産法	特許法を中心に、我が国の知的財産法制のあり方を研究している。
ハズハ プラニスラヴ 教授		知的財産法	日米欧知的所有権法の比較研究。特に知的財産法がイノベーションと文化に与える影響の学際的・実証的研究を行っている。
佐々木 雅寿 教授	*	憲法	違憲審査制、カナダ憲法、人権の司法的救済など。
齊藤 正彰 教授		憲法	憲法と国際法秩序ないし国際機構の関係など。
西村 裕一 教授		憲法	日本憲法学説史
鈴木 敦 教授		憲法	日本国憲法体制の成立史
岸本 太樹 教授	*	行政法	行政契約論、規制緩和、民営化、民間委託に関する法制度研究
佐藤 修二 教授		行政法	租税法、租税訴訟、租税分野における法の支配
米田 雅宏 教授		行政法	警察行政法（警察法・環境法）、行政行為論、行政裁量論、行政法解釈方法論
津田 智成 准教授	◇	行政法	国家賠償法、損失補償法
児矢野 マリ 教授		国際法	環境保全・持続可能な開発に関する国際法。国際法制度の執行過程に関する研究。手続的制度（事前通報・協議等）。国際紛争の処理手続。
開出 雄介 准教授	◇	国際法	国家責任法、国際法の基本問題
小名木 明宏 教授		刑法	正当化と免責、罪数論、盗品等関与罪。ドイツ刑法一般についても研究。最近では、スポーツ法についても研究している。
城下 裕二 教授	*	刑法	責任論・未遂論・量刑論。医事刑法、特に末期医療及び臓器移植問題。英米刑法の基礎理論。
松尾 誠紀 教授		刑法	不作為犯論、共犯論など。
上田 信太郎 教授		刑事訴訟法	自白の証明力評価、補強法則など。
池田 悠 教授		労働法	倒産時の労働関係処理
川久保 寛 准教授		社会保障法	介護保険法を中心に高齢者にかかわる社会保障制度や、意思決定支援・相談支援の法的位置づけについて研究している。
中川 晶比呂 教授		経済法	独占禁止法の違法性判断基準、特に反競争効果と競争促進効果・正当化理由との比較衡量に関する理論構築。独禁法の実証研究。規制と競争の最適な組み合わせ。
中川 寛子 教授		経済法	経済法・競争法分野における、排除行為全般。排除型の垂直非価格制限（抱き合わせ・バンドリング、排他条件付き取引）。オンライン取引との関係における選択的流通制度。E-commerce、GAFA等デジタル・プラットフォームに対する競争法適用可能性について研究している。
水野 浩二 教授		法史学	中世ローマ法学、とくに（１）訴権的思考と権利的思考、（２）当事者主義と職権主義の関係の再検討、（３）普通法と個別法の関係
桑原 朝子 教授		法史学	前近代の日本における「法」と文学の関係に関する研究

指導教員名		専攻分野	主な研究内容
会沢 恒 教授		比較法・英米法	〈不法行為改革〉と懲罰的賠償、連邦制、アメリカ型法思考と「政策」
徐 行 准教授		比較法・アジア法	司法による法形成、中国における司法改革・市民参加・環境問題と公益訴訟、司法院大法官解釈（台湾）
森 悠一郎 准教授		法 哲 学	現代正義論、平等論、差別論
尾崎 一郎 教授		法 社 会 学	法と都市、法とジェンダー、法と言語
郭 薇 准教授		法 社 会 学	法情報学、とくに（１）法専門職の情報発信と規制手法、（２）立法審議と世論、（３）国際的・学際的な法伝播の実証研究
辻 康夫 教授		政 治 学	・多文化主義、マイノリティをめぐる政治理論（移民、エスニック集団、先住民、言語的マイノリティなど）。 ・コミュニタリアニズム、ソーシャル・キャピタル論、市民社会論
空井 護 教授	◇	現 代 政 治 分 析	・戦後日本政治 ・政党論・政党システム論 ・ポリアーキー論・現代民主主義理論
馬場 香織 准教授	◇	比 較 政 治	ラテンアメリカ政治、利益代表構造、地方政治と民主主義、麻薬紛争
土井 翔平 准教授	◇	国 際 政 治	国際関係論、経済と安全保障、フォーマルモデル、統計分析
宇野 二郎 教授	◇	行 政 学	行財政制度・公企業制度と地域政策、官民連携など公共経営改革に関する研究
山崎 幹根 教授	◇	行 政 学	・戦後日本の国土開発政策 ・地方自治制度の運用とその機能 ・スコットランド政府の活動
村上 裕一 准教授		行 政 学	・規制等のマルチレベル・ガバナンス ・科学技術イノベーション政策 ・日・仏・欧の行政制度・運用比較
小濱 祥子 准教授	◇	ア メ リ カ 政 治 史	アメリカ外交史、安全保障理論、フォーマル・モデル、統計分析
中村 督 教授		ヨーロップ政治史	ヨーロッパ近現代史、社会史、地域文化研究（フランス）
岩谷 将 教授	◇	ア ジ ア 政 治 史	近現代中国の政治
前田 亮介 准教授		日 本 政 治 史	政党政治と経済政策、中央－地方関係
権左 武志 特任教授		西 洋 政 治 思 想 史	・ヘーゲルを中心とする近代ドイツ政治思想 ・ヴェーバー、カール・シュミットからハーバーマスに至る現代ドイツ政治思想 ・丸山眞男を初めとする戦中・戦後日本の政治学及び政治思想
眞壁 仁 教授		日 本 政 治 思 想 史	徳川時代の学問と政治

※ 法科大学院専任教員および北海道大学公共政策大学院専任教員の中には、兼専教員に指定されていないため、専門職大学院設置基準により修士課程学生の指導教員になることができない者がいます。参考までに、令和5年4月1日現在における法科大学院専任教員（兼専教員に指定されていない者）を＊印により、同日現在の北海道大学公共政策大学院専任教員（兼専教員に指定されていない者）を◇印により、それぞれお示しします。

もともと、令和6年度については、これら専任教員の入れ替えが生じる可能性があるほか、より一般的には、退職や大学間の異動等により本研究科所属教員の構成自体が変更される可能性があります。出願者には、この点につきお含み置きいただきますとともに、特に令和5年4月1日現在における法科大学院もしくは公共政策大学院の専任教員（兼専教員に指定されていない者）の研究領域を専攻しようと考えている出願者は、指導希望教員の選択に先立って、法学研究科・法学部学事担当にご相談ください。

1. 大学院法学研究科在学生の年齢構成

(令和5年4月1日現在)

年 齢 区 分	25才以下	26～29才	30～34才	35～39才	40～44才	45才以上	計
修士課程1年	12	3	0	0	0	1	16名
修士課程2年	24	4	4	0	0	2	34名
博士後期課程	3	12	6	2	1	1	25名

2. 修士課程修了者の進路状況

区 分	進 学 (博士・専門職大学院)	司法修習生	大学等研究機関	国家・地方公務員	民間企業等	個人業	その他(受験勉強・留学帰国等)	計
平成30年3月修了	5	0	0	0	10	0	0	15名(0)
平成30年9月修了	0	0	0	0	1	0	0	1名(0)
平成31年3月修了	4	0	0	0	11(1)	0	5	20名(1)
令和元年9月修了	3(1)	0	0	0	2	0	2	7名(1)
令和2年3月修了	2	0	0	0	4	0	2	8名(0)
令和2年9月修了	0	0	0	0	0	0	7	7名(0)
令和3年3月修了	5	0	0	0	4	0	9	18名(0)
令和3年9月修了	0	0	0	0	3	0	5	8名(0)
令和4年3月修了	3	0	0	0	4	0	4	11名(0)
令和4年9月修了	0	0	0	0	0	0	5	5名(1)
令和5年3月修了	2	0	0	2(1)	2	0	3	9名(1)

注記：() 内数字は、社会人で内数

3. 修士論文、リサーチ・ペーパー題目一覧(令和4年9月及び令和5年3月修了者分)

1. プラットフォーム市場における関連市場画定についてー3Q大戦事件を中心に
2. 日中間における外国離婚判決とその附帯処分の承認に関する「相互の保証」
3. 犯罪収益還収過程における凍結機能強化についての研究ー没収保全を中心に
4. 意思決定支援から見る成年後見制度ー日本法と中国法の比較を中心にー
5. 自動運転自動車の交通事故民事責任の分配についてー日本法に関する分析と中国法への示唆ー
6. 「フランスの実労働時間概念」ー不活動時間をめぐってー
7. 子会社少数株主の保護に関する責任規制のあり方
8. 営業秘密における有用性及び非公知要件について
9. 商標法4条1項8号における解釈と今後の方向性 氏名権の保護とブランド名選択の利益衡量ーマツモトキヨシ音商標事件ー
10. 地域性と全道性のはざまの「北海道アイヌ協会」
11. 中国刑法における背後者ならびに直接実行者の正犯性に関する一考察
12. 中国民法典第1172条の解釈をめぐりー日中比較を中心としてー
13. CISGにおける倫理的義務違反に基づく損害賠償についてー企業の社会的信用毀損を中心にー
14. 規範的主体論の行方ー音楽教室事件最高裁判決ー